


# 守口市の教育相談について

守口市教育委員会

令和8年3月24日

～障がいのあるお子様のよりよい就学に向けて～

## 就学に関する保護者向け説明会の実施について

1. 日時 令和8年5月9日（土）10：00～（1時間程度）
2. 場所 守口市役所 1F 103～105
3. 対象 令和9年度就学予定の障がいのある幼児、または、配慮の必要な幼児の保護（通級指導教室、支援学級、支援学校を検討する全ての方）
4. 申込方法 二次元コード（就学相談フォーム）よりお申込みください➡ 
5. 申込期限 令和8年4月30日（木）
6. その他 当日参加できない場合も、通級指導教室、支援学級、支援学校を検討する方は、必ず上記の二次元コードにてご回答下さい。また、後日（5月中旬頃）、守口市教育委員会のホームページに当日の説明会動画をアップロードいたしますので、就学先の学校と教育相談を行う前に必ずご視聴ください。なお、説明会後から令和8年7月17日（金）までに就学先の学校と教育相談を実施できない場合は、原則、令和9年度からの支援学級等への入級・入学はできませんのでご了承下さい。

## 就学相談の流れ

|        |  |
|--------|--|
| 説明会后   | 学校見学・就学相談の実施<br>○ <u>就学相談フォームにご回答いただいた方は、就学予定先の学校より連絡がございます。</u><br>○学校との日程調整後、地域の小学校等で就学相談を行ってください。<br>○地域の小学校等の教育方針についての説明、教育環境や学習の様子等を見学してください。 |
| 11月末まで | 就学先の決定<br>○「通常の学級」「通級指導教室」「支援学級」「支援学校」から、ご希望の学びの場について、ご相談された地域の小学校等にお伝えください。   |
| 1月末まで  | 就学通知書の受け取り<br>○就学通知書とともに、入学説明会の案内等がご家庭に届きます。   |

### Q：就学相談はいつからできますか？

A：就学に関する説明会後からできます。それ以前でも相談は随時受け付けています。

### Q：障がいの程度に関係なく、地域の学校で学ぶことができますか？

A：守口市では、障がいの程度に関係なく、地域の学校で「ともに学び、ともに育つ」教育を進めています。本人や保護者の方の意向を尊重しながら、就学先の決定を行います。

## 障がいのあるお子様の就学について

### 【守口市の支援教育に対する基本的な考え方】

- 守口市では、障がいのある子どもの人権尊重を図り、地域で「ともに学び、ともに育つ」ことを基本とした教育の推進に努めており、**地域の小学校等で学ぶことを基本**としています。
- 障がいのあるお子様の就学先を決める際には、**本人・保護者の意向を最大限に尊重**しています。
- お子様を学校教育全体で受けとめ、障がいのある子ども一人ひとりの**教育的ニーズに応じた適切な指導や支援**を行います。

# 多様な学びの場



## ○通常の学級による指導

通常の学級においては、集団での指導とともに、教育的ニーズに応じた指導内容や指導方法の工夫をしています。必要に応じて「個別の教育支援計画※1」や「個別の指導計画※2」を作成し、指導・支援を行います。

## ○通級指導教室による指導

普段は通常の学級で授業を行い、学習上または生活上の困難などの特性に応じて、別の場で特別の指導を行います。

## ○支援学級による指導

お子様の障がいの状況をふまえ、ニーズに応じた個別の指導（特別の教育課程（時間割）による）を行います。また、通常の学級の子どもたちとも日常的に交流し、ともに学ぶ授業や活動を行っています。支援学級においては、「個別の教育支援計画※1」や「個別の指導計画※2」に基づく指導・支援を行います。

※多様な学びの場として、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱のお子様を対象とした大阪府立の支援学校もあります。お子様の障がいの状況やお住まいの場所によって通学区域が決められています。支援学校に就学をお考えの場合でも、まずは、地域の小学校等での就学相談や見学等を検討していただくため、**就学相談フォームにてご回答ください。**

詳しくは、守口市教育委員会学校教育課までご相談ください。

※1【個別の教育支援計画】：子どもに関わる支援者が、保護者と情報を共有し、長期的な観点から、支援の目標や内容を明確にするもの。

※2【個別の指導計画】：校内における個に応じた指導計画。

# 様々な就学支援

学校や地域には、お子様の就学を応援するサポーターがいます。



### 支援教育コーディネーター

学校で支援教育の中心を担い、保護者の方からの相談を受けたり、関係機関との連絡・調整等を行ったりします。



### スクールヘルパー

単独で行動（移動を伴うもの）することが困難な障がいのある子どもたちを対象に、学校行事等において個別に付き添いをし、支援を行います。



### 特別支援教育支援員

通常の学級に在籍する子どもたちを対象に、学校生活上の介助や、学習支援などを行います。



### 特別支援教育支援員 （学校介助員）

体育での見守りや校外学習での付き添い等、日常的に介助を必要とする子どもたちへの支援を行います。

問い合わせ先  
守口市教育委員会事務局 教育部 学校教育課（支援教育担当）  
TEL：06-6995-3155